

させなかったものは、平たくいえば、江戸城が攻められる時の準備のためである。前掲の「由緒書」は、「行徳塩の儀は江戸御城中にこれ有るも同前の儀」と記している。だから、戦争の恐れがなくなると行徳塩は徐々に衰退していったけれども、江戸時代を通じて最後まで絶滅することはなかったのである。

このように、行徳塩業は、単に経済的理由だけで、成立・維持・発展したのではなく、常に幕府によって政治的に統制・保護される立場にあった。幕府の統制・保護が弱まるとともに行徳塩業は十州塩業に圧されて衰退せざるをえなくなるのである(後述)。それでは、幕府による統制・保護の実質はどのようなものだったのか。「保護の内容に関しては三代に亘る御下賜金の下附を始めとして、新浜開港の奨励、塩浜年貢の減免、堤防普請の助成、塩買上による価格の調整、或は水難に対しての夫食(食料)代の下附等が挙げられる。(中略)幕府の塩田保護は塩浜年貢の一部を正塩納となし、それによって十分な食塩を確保することに重点が置かれたものの如く、すべての保護奨励はその重点に結びつけられて来た」(種西光通『下総行徳塩業史』二八ページ)。「御下賜金」については、前掲「由緒書」は、秀忠の時金三〇〇〇両、家光の時に金二〇〇〇両を受けたと記している。また「正塩納」が保護の重点であったという「下総行徳塩業史」の表現は奇異に聞えるかもしれないが、塩年貢をすべて金納にしてしまうと、塩田を潰して水田にしたり(このような事実はのちには大規模に起こった。後述)、さらに有利な他の営業に身を入れて塩を作らなくなる恐れがある。それを実際の塩(正塩)で納めることにしておけば、塩田は消滅しないわけである。だから行徳の人々にとっおけば、塩田は確保される。経済的に十州塩に比して劣勢だった行徳塩が、長く存続したのは、このような理由もあったのである。これを保護と呼ぶか、統制と呼ぶかは微妙なところである。

第四節 塩浜の検地と年貢

「保護」ばかりしていたわけではない。もちろん年貢を取立てた。年貢取立ての基礎になるものは塩浜の検地である。この検地は寛永六年(一六二九)に行われた。残念ながら、市川市内には、この時の検地結果を示す文書は一点も見あたらない。そこで、この検地に関する一般的なことをまず『下総行徳塩業史』によって記し、次に田尻・高谷両村について個別的な検討をしてみることにする。検地とは、村ごとに、田・畑・屋敷一筆ごとに、その広さと生産高(米によって表示される)を調査し、その一筆ごとの土地所持者を確定していく作業である。ところが、この寛永六年の行徳領村々の塩浜検地は、ごく大雑把なものであったようで、塩浜区別(區種)は明らかでない。三七〇町歩余という説もあるが、その根拠は不明である。しかし、この検地がいかに粗雑なものであっても、これによって、村々の負担すべき年貢量が確定されたことは確実なのである。

第1表 寛永6年(1929) 塩浜年貢

村名	年貢量
本行	永172貫921文
徳島	14. 115
村	15. 570
伊勢	29. 400
切	38. 317
野	2. 271
真	52. 894
井	17. 631
新	125. 392
上	3. 850
代	53. 585
砂	34. 989
谷	5. 764
尻	20. 677
田	16. 190
和	1. 300
原	
木	
下	
新	
宿	
村	
合	永604貫867文

注、「塩浜由米書」(近世史料上 285号)による。

まずに村ごとの年貢量を表示しておく第1表。堀江・猫実・二子・印内・寺内・山野・西海神の諸村はいずれも行徳領ではあったが荒浜となっていたので年貢は免除された。第1表は村ごとの塩年貢だが、永何貫何文というのは何を意味するのか。永というのは元米「永楽銭」